

快適な学生生活をおくるための制度と施設

C A M P U S L I F E



学生生活をサポートする制度（平成25年度）

■入学料・授業料

入学料 282,000円 授業料 535,800円

■入学料免除及び徴収猶予

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は、本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者は、入学料の全額又は半額が免除される制度があります。

また、徴収を猶予する制度もあります。

■授業料免除及び徴収猶予

次のいずれかに該当する学生に対しては、授業料が免除される制度があります。免除の額は、全額又は半額です。

また、徴収を猶予する制度もあります。

[申請資格]

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生
- (2) 授業料の各期ごとの納期前6カ月以内(新入学生は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は、本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる者





■奨学金

長崎大学では日本学生支援機構の奨学金を始め、地方公共団体や各種奨学団体の奨学金を取り扱っています。

(1)日本学生支援機構の奨学金

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学が困難な学生に対し奨学金の貸与を行っており、その種別、月額等は次のとおりです。

| 第一種奨学金（無利子） | | □ |
|-------------|---|---|
| 自 宅 通 学 | ▣ | ● 30,000円 ● 100,000円 ● 50,000円 ● 120,000円 ● 80,000円 |
| 自 宅 外 通 学 | ▣ | ※上記金額の中から選択 |

(2)日本学生支援機構以外の各種奨学金

日本学生支援機構以外にも各都道府県市町村及び民間企業等で奨学金制度を設けている団体があり、一部本学でその募集を行っています。

■学生教育研究災害傷害保険について

文部科学省が大学における学生の教育研究活動中(課外活動中も含む)や通学中に生じた事故に対する被害救済の措置として行っている制度であり、安い保険料で一般の災害保険なみの補償が得られるものです。なお、本学では、学生の不慮の事故に備えて全員加入を原則としています。

■下宿、貸間等

アパート等を希望する学生のため、「長崎大学生生活協同組合」が環境・通学距離等を考慮して、学生生活に適した下宿・アパート等を紹介しています。下宿・部屋代は、部屋の広さ等の条件によって多少異なりますが、おおむね次表のとおりです。なお、長崎大学には外国人留学生のための国際交流会館を除き、学生寮はありません。

| 下 宿 | ア パ ー ト |
|-----------|-----------------|
| (2 食 付) | (キッチン・バス・トイレ共用) |
| □ | □ |

■アルバイト

学生支援センターでは、勉学を継続する上で、アルバイトを必要とする学生のみなさんのために、学生にふさわしいと思われるアルバイトを紹介しています。

新入生については、学業及び大学生活に慣れるための理由から、入学して3ヶ月後から紹介を行います。

アルバイトの主なものは、家庭教師、物品搬入・搬出、販売員などです。